

令和4年第4回定例会 建設環境委員会 議案審査経過報告書

議案第75号 狭山市事務手数料条例の一部を改正する条例

○今回の都市計画法施行規則の変更の理由は。

- 畜産業の国際的な競争環境が厳しくなる中で、機械の導入による省力化や規模の拡大の推進を図るために、建築基準法によらず畜舎等の建築を可能とする特例措置が定められた畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律が施行されたことにより変更された。

議案第77号 狭山市建築基準法等関係事務手数料条例の一部を改正する条例

○認定基準の改正があったがその概要は。

- 低炭素建築物の認定基準の改正概要については、大きく3点ある。

1点目は、認定申請単位の変更であり。これは、共同住宅等における認定申請単位において、従前は建物における認定申請住戸数を申請者が選択し、部分的に申請することも可能であったが、今回の改正で廃止となったことから、改正以降の申請は建物全体の住戸を一括して認定することとなる。

2点目は、省エネ性能の基準の引上げである。これは、住宅における屋根、外壁、窓等における高断熱化を図るため、基準の引上げが行われたものである。また、建物の暖房、冷房、照明、給湯設備等の高効率化を図るため、消費エネルギーの削減量の引上げが行われたものである。

3点目は、認定必須項目の追加である。これは、太陽光発電設備、風力発電設備など、再生可能エネルギー利用設備等の設置に関する要件等が追加となったものである。

議案第80号 狭山市智光山公園の指定管理者の指定について

○令和5年4月1日から新たに3回目の指定を行うわけだが、これまでの5年間に対する評価は。

- 5年間の総括については、新たな展示物としてペンギンの導入、オートキャンプサイト等の新設、テニスコート夜間照明の増設、トイレの改修を重点的に取り組んだこと、従前に増して施設が充実したと認識している。

一方、この5年間には新型コロナウイルス感染の拡大により施設を休止や制限した期間もあり、動物との触れ合い、植物園における各種講座など、スポーツ教室やイベントの開催などの提案事業は、感染対策のガイドラインに沿い、おおむね履行されたと評価している。

また、市民総合体育館では、令和元年の台風19号による入間川の氾濫や土砂災害の危険性に伴い、

急遽避難場所として開設した際の柔軟な対応についても評価している。

○今後5年間に向けて、管理運営について課として期待していることは。

●まず公園の魅力を引き出す提案として、新たな展示物の導入、地域の企業、JA及び農家などと連携したキャンプ場におけるイベントやミニマルシェの開催、子育て世代のさらなる利用や施設回遊ができるキッズプレイスペースの設置及びバーチャルペンギンビーチの体験を通じてリアルな来園につなげるとともに、積極的な情報発信など魅力の向上を図り、集客を高めることが期待できる。

市民総合体育館においては、今回の提案として、女性の利用促進を図るために、トレーニング室のウエイトトレーニングについて、今流行しているフリーウエイトのスペースを増設することや、比較的女性でも手軽に動かせるスミスマシンの導入も提案されている。また、施設内にキッズプレイスペースを設けて、そこで親子の利用促進を図っていくことで、周りのこども動物園などと回遊ができることを期待している。

○指定管理料について、これまでの5年間と今後5年間で差異は。また、その要因は。

●指定管理料については、平成30年度から令和4年度までの5年間の指定管理料は11億7,578万1,000円、1年当たりでは2億3,515万6,200円であった。令和5年度からの5年間で13億5,977万1,000円、1年当たりでは2億7,195万4,200円となる。5年間で1億8,399万円の増額となり、1年当たり3,679万8,000円の増額となっている。約15.6%の増額となっている。

増額の理由については、特に光熱費において、これまで埼玉県緑地協会が県内における県管理施設と併せて全体を一括して入札していたため、料金の引下げができていたところ、次年度以降では入札参加者がいないため、通常料金になるとのことで大幅な増額となった。

○緑の相談所について、事務所を移転するという話があったが、今後の5ヵ年の中でそういう計画はあるか。

●今回の5年間では、その計画はない。

○緑の相談所は、比較的高齢の方が多く見えるところで、散策しながら相談に来るなど、大変便利に使われている。今後の取組として十分考慮していただきたい、という意見。

○指定管理者の財務状況の急な悪化などに対する担保は考えているか。

●財務状況に関しての保険等はない。モニタリングの中で毎年指定管理者の財務状況が適正に維持されていることを確認している。

○モニタリングでチェックをしても、何か起きないとは限らない。今後の課題として、指定管理を続けていく以上、募集要項に財務状況の健全性維持を規定するなどを検討していただきたい、と

の意見。

○さらに電気料金が増額した場合の負担は指定管理料の中で賄うのか。

●電気料の上昇分も合わせて5年間の指定管理料を決定している。社会情勢等により、短期間に大幅に上昇するのであれば、指定管理者の範囲の中で賄っていくことになっている。

○5年前と現在の施設の利用状況は。

●動物園については、平成30年度では22万6,418人来園したが、令和3年度では20万8,593人となっている。令和4年度上半期では10万4,729人であり、動物園はおおむね回復傾向にあると見ている。

スポーツ施設については、市民総合体育館では、平成30年度から令和4年度までの間で、令和元年度が30万人を超えた利用があった。令和2年度、令和3年度はコロナ禍となり、令和2年度は10万人を割り約9万9,000人、令和3年度は少し持ち直して約15万人となった。テニスコートについては、平成30年度が約10万8,000人の利用があった、こちらは令和2年度の時点では約7万7,000人、そして令和3年度については約9万7,000人で、少しずつではあるが持ち直し始めている。

○利用料金の実績は。

●有料施設の平成30年度から令和4年度上半期までの利用料金について、キャンプ場については、平成30年度が122万5,400円、令和元年度が134万8,600円、令和2年度が106万6,800円、令和3年度が143万1,000円、令和4年度の上半期が643万1,100円となっている。令和3年度からリニューアルし、使用料が上がり増額になっている。

釣場については、平成30年度が1,713万4,620円、令和元年度が1,677万8,300円、令和2年度が1,434万4,920円、令和3年度が1,426万9,000円、令和4年度の上半期が614万680円となっている。

テニスコートについては、平成30年度が3,021万8,450円、令和元年度が2,871万2,300円、令和2年度が2,274万4,300円、令和3年度が3,029万1,600円、令和4年度上半期が1,491万400円となっている。

動物園については、平成30年度が2,350万6,210円、令和元年度が2,226万5,420円、令和2年度が1,801万970円、令和3年度が2,246万600円、令和4年度の上半期が1,140万9,780円となっている。

議案第81号 令和4年度狭山市一般会計補正予算（第8号） 歳出4款衛生費2項清掃費、8款土木費及び債務負担行為

○奥富環境センター管理事業費補正944万3,000円、稲荷山環境センター管理事業費補正4,177万5,000円の積算根拠は。

●毎月の電気料金は、契約電力に基づき算出される基本料金と、使用電力量から算出される電力量料金、また火力燃料の価格変動に応じて調整する燃料費調整額、さらには再生可能エネルギーの買取りに要する経費として、再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えたものであるが、補正額の算出方法については、今後の使用電力量は、前年度の実績を基とし、また、電気料金の上昇の要因となっている燃料費調整額の単価は全庁統一であり、これまでの上昇率を基とし、補正額を算出している。

○昨年の電気料金と、補正後の電気料金はどう変わるか。

●奥富環境センターについては、昨年の電気料金をもとにした当初予算額1,848万円に対して、4月から9月までの電気代の支出額が1,122万2,483円であり、10月以降の電気料金については1,670万円と試算して、1年間の電気料金を2,792万3,000円と見込み、補正額944万3,000円を算出している。

稲荷山環境センターについては、昨年の電気料金をもとにした当初予算額8,343万9,000円に対して、4月から9月の電気代の支出額が5,711万1,472円であり、10月以降の電気料金については6,810万2,000円と試算して、1年間の電気料金を1億2,521万4,000円と見込み、補正額4,177万5,000円を算出している。

○ごみの減量をすることによって節電が可能である。ごみ減量についてしっかり取り組んで、全体としての経費の削減となるようにしていただきたい、との意見。

議案第82号 市道路線の廃止について

○売り払いする面積はどのくらいか。

●面積は343.54平方メートルとなっている。

○金額にすると、全体で幾らぐらいか。

●490万円程度になる。

○個人宅敷地を横断する形で廃止する道路があったが、これまで個人が無断で使用していたことの経緯は。

●現地の状況について、昭和40年代前半からの地籍調査で道路が確認されている経過はある。その後については具体的に確認、交渉がなされた記録は残っていない。今回、境界確定作業が行われたので、この機を捉えて路線の廃止、売払いの措置としたい。

○これまでの経緯については遡及せず、今回490万円で売却して、解決ということか。

●今回、現況の是正ではなく、このような機能を有していない市道道路敷地を廃止し、売払う考えである。

○343.54平米を490万円で売却するが、路線価はどうか。

●当該地につきましては調整区域に該当しており、近傍の路線価は1平米当たり3万3,000円となっている。

○未利用道路と民有地、市有地、県有地の境界を明確にして、うやむやに使用される可能性が無いようにされたい、との意見。